令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞【公募要領】「第１版」から「第２版」（2020 年３月 27 日）への新旧対照表

2020 年３月 27 日
全国商工会連合会

該当ページ （「第２版」のページ数）	旧（第１版）	新（第２版：2020 年 3 月 27 日公表）
表紙・右上	第１版：2020 年３月 10 日	第２版：2020 年３月 27 日
表紙・募集期間	［締切日当日消印有効］	［郵送：締切日当日消印有効］
表紙・申請書類一式～	（申請書類一式の提出先・問い合わせ先）	（申請書類一式の郵送による提出先・問い合わせ先）
一つ目の※	※送付時の封筒に～	※送付時は封筒の表に～
二つ目の※	－	※本事業の電子申請に際しては、補助金申請システム（名称：Ｊグランツ）が利用できます。【現在準備中】 Ｊグランツを利用するにはＧビズＩＤプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には２週間程度を要しますので、利用ご希望で未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。
目次（表紙裏）「10．その他」のページ数	55	56
Ｐ２・６行目	－	単独申請者については、
Ｐ11（様式２－１）１．①	罹災	罹患
Ｐ12（様式２－１）１．②	－	＜第２回受付締切分は代用可能書類を追加。詳細はＰ．47 参照＞
Ｐ12（様式２－１）２．①	任意適用に取り組む場合は、	任意適用を受けている場合は、
Ｐ12（様式２－１）２．②	補助事業完了後の１年後、	補助事業完了から１年後、
Ｐ17（様式２－２）１．①	罹災	罹患
Ｐ18（様式２－２）１．②	－	＜第２回受付締切分は代用可能書類を追加。詳細はＰ．47 参照＞

P18（様式２－２） ２．①	任意適用に取り組む場合は、	任意適用を受けている場合は、
P18（様式２－２） ２．②	補助事業完了後の１年後、	補助事業完了から１年後、
P23（様式４）表題	－	（第　回受付締切分）
同・下の欄外	－	（注：第１回受付締切分は「公募要領：第１版」の様式でもよい）
P45・６．（１）	［締切日当日消印有効］	［郵送：締切日当日消印有効］
P45・６．（１）【１．】④	当日消印有効	郵送：締切日当日消印有効
同	～住所まで、郵送等により提出してください。	～住所まで郵送により、または電子申請（単独申請のみ対象【現在準備中】）により提出してください。
同	－	※本事業の電子申請に際しては、補助金申請システム（名称：Ｊグランツ）が利用できます。【現在準備中】 Ｊグランツを利用するにはＧビズＩＤプライムアカウントの取得が必要です。アカウントの取得には２週間程度を要しますので、利用ご希望で未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただけます。
P47・コロナ加点 （注）書き	「売上減少」は、「第１回受付締切分」では、「２０２０年２月」を基準月とします。	「売上減少」の基準月（＝前年同月と売上高を比較する月）について ・第１回受付締切分：２０２０年２月 ・第２回受付締切分：２０２０年２月から受付締切日（同年６月５日）までの間の１か月 ⇒基本は「月（１日～月末日）」ですが、毎月の締め日の設定が異なっている場合は、締め日ベースでの月間売上高による前年比較で構いません。
同・（１）タイトル	罹災	罹患
同・（１）①２行目	罹災	罹患

同・（２）② 二つ目の＊	―	＊「第２回受付締切分」への応募に際しては、上記「セーフティネット保証４号の認定書（コピー可）」のほか、以下の公的書類（コピー可）でも代用可とします。 ⅰ）危機関連保証に関する売上減の認定書（地方自治体が発行） ⅱ）その他、「新型コロナウイルス感染症の影響で売上が 10%以上減少」したことが分かる政府機関（地方自治体を含む）発行の証明書・認定書（コピー可）
同・（２）②　※部分	※なお、創業から１年未満のため前年同月との売上高比較ができない場合は、直近３か月間（第１回受付締切分については、２０１９年１１月～２０２０年１月）の売上高平均との比較により対応いただけます。	※なお、創業から１年未満のため前年同月との売上高比較ができない場合は、新型コロナウイルスによる影響を受ける直前３か月間（２０１９年１１月～２０２０年１月）の売上高平均との比較により対応いただけます。
Ｐ47・賃上げ加点 １行目	積極的取り組んでいる	積極的に取り組んでいる
Ｐ48・同（１）② ３行目	任意適用に取り組む場合は、	任意適用を受けている場合は、
同（１）②の＊１行目	任意適用に取り組んでいる」	任意適用を受けている」
同（２）②　１行目	補助事業完了後の１年後、	補助事業完了から１年後、
Ｐ52（２）タイトル	申請書の提出先・問い合わせ先	申請書の郵送による提出先・問い合わせ先
同・一つ目の◇	郵送等	郵送または電子申請（単独申請のみ対象【現在準備中】）
Ｐ52（４）	同一事業者からの応募は１件とします。	同一事業者からの同一受付締切回への応募は１件とします。
Ｐ54 表１　Ⅱ　＊２の(2)ⅰ）３行目	任意適用に取り組む場合は、	任意適用を受けている場合は、
同・ⅱ）１行目	補助事業完了後の１年後、	補助事業完了から１年後、
Ｐ56・１０．⑦	本補助金の採択事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがあります（補助事業完了後のフォローアップ調査含む）ので、その際にはご協力をお願いいたします。	補助事業者は、補助事業終了から１年後の状況について、「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程」第２９条に定める「事業効果および賃金引上げ等状況報告」を、補助事業実施後、全国商工会連合会が指定する期限までに必ず行うことが必要です。

	なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。	また、このほか、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。 ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人・個社を特定できない形で公表する可能性があります。
Ｐ64・コロナ加点＜売上減少＞の備考欄	◇セーフティネット保証４号に関して地方自治体から売上減の認定を受けている場合は、同認定書（コピー可）で代用可能です。	◇セーフティネット保証４号に関して地方自治体から売上減の認定を受けている場合等は、同認定書（コピー可）等で代用可能です。
同	―	◇締切までに十分な余裕をもって、お早めに市区役所・町村役場等にご相談ください。
Ｐ64・賃上げ加点の備考欄	任意適用に取り組んでいる」	任意適用を受けている」
Ｐ66・過去採択者の備考欄の二つ目の◇	「様式第８・別紙３」	「様式第８・別紙」

以　上